

新潟市鮭種苗生産事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鮭資源の継続的な維持増大を図るため、新潟市内に所在する漁業協同組合が行う鮭の種苗育成事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新潟市補助金交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内にある鮭種苗生産施設で行う鮭の種苗育成事業とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、採捕・孵化・放流及び普及啓発に直接要する経費とする。

2 補助率は、補助事業を行う場合に必要の前項に掲げる経費の30%以内とする。ただし、2,100,00円を補助上限額とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に所在し、かつ、次の要件をいずれも満たす漁業協同組合とする。

- (1) 市税を滞納していないこと
- (2) そのほか法令に違反していないこと

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、事業開始の前日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書により申請者に通知する。

(交付条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、申請者に対して、次に掲げる条件を付

するものとする。

(1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

(2) 補助事業の内容を変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(実績報告等)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに補助事業実績報告書に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、予算の範囲内において補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により申請者へ通知した後、これを交付する。

(補助金の経理)

第10条 申請者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 第4条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。

(3) 第5条の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 申請者が、その他法令に違反したとき。

(5) 申請者が、使途の補助事業に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、前条に規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、額の確定があった後においても適用する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行し、この要綱による改正後の第3条の規定は、令和5年4月1日から適用する